

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 援護行政の動向

---

先の大戦が終結してからすでに30年余りを経過した。援護行政は,戦後の初期にあつては海外からの630万人余りに及ぶ邦人の引揚援護業務が中心であつたが,現在では,戦傷病者,戦没者遺族等援護法や戦傷病者特別援護法等の法律に基づき,先の大戦で公務上の傷病等により死傷した軍人,軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒,軍の要請による戦闘参加者等)並びにこれらの者の遺族に対する援護を中心とし,その他恩給の進達等の旧軍関係の残務の処理が主な業務となっている。これらの法律は毎年改正され,給付内容の改善や援護の対象者の拡大が図られているが,なお遺族等の高齢化に伴い援護の一層の充実が要請されている。

また,東南アジア地域等における元日本兵の生存情報が依然絶えないところであり,未帰還者の調査究明に  
なお一層の努力が要請されているほか,最近増加している中国からの一時帰国者に対する援護や中国残留  
日本人孤児の身元解明,海外戦没者の遺骨収集等,今日なお援護行政としてゆるがせにできない多くの問題  
が残されている。

---

## 各論

## 第4編 社会福祉の増進

## 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

## 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

## 1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人,軍属及び準軍属は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

## (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付には,遺族年金,遺族給与金及び弔慰金の3種がある。

遺族年金は,軍人,軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給され,遺族給与金は,準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される年金である。

52年3月末現在の受給人員は第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

(52年3月末現在) (単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	36,291	64,511	42,018
先 順 位 者	27,943	59,274	36,926
後 順 位 者	8,348	5,237	5,092

厚生省援護局調べ

遺族年金及び遺族給与金(以下「遺族年金等」という。)の額は同額で,52年の法改正により,先順位者の額については52年4月から7%引き上げられるとともに,同年8月から更に大幅に引き上げられ,これにより月額6万円年金が実現することとなった。

また,後順位者の額も52年4月から引き上げられ,遺族年金等の額は,第4-5-2表のとおりとなった。

第4-5-2表 改正後の遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 改正後の遺族年金及び遺族給与金の額

(単位:円)

	改正前	改正後	
		52年4月から	52年8月から
先順位者	600,200 (生計関係のある後順位者が2人以上ある場合) 624,200	639,700 (生計関係のある後順位者が2人以上ある場合) 663,700	720,000 (生計関係のある後順位者が1人ある場合) 732,000 (生計関係のある後順位者が2人以上ある場合) 756,000
後順位者	24,000	26,400	

厚生省援護局調べ

(注) 勤務に関連した傷病による死亡の場合は上記の額の75%相当額。

52年法改正においては、その他支給範囲の拡大も行われ、従来、軍人、軍属又は準軍属(以下「軍人軍属等」という。)が公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等の遺族に対して支給されてきた遺族一時金を年金化(年額9万円)し、遺族の処遇の改善を図ったほか、51年法改正に引き続き軍人・軍属等が当該傷病以外の事由で死亡(平病死)した場合の遺族に支給される遺族年金等の支給範囲の拡大を行い、勤務関連傷病による款症程度の障害年金受給者が平病死した場合の遺族に対しても遺族年金等(年額9万円)を支給することとした。

弔慰金は、軍人軍属等が公務上の傷病又は勤務関連傷病により16年12月8日以後に死亡した場合に支給されその額は5万円(10年償還の国債)である。

52年3月末までの支給件数は、軍人181万3,848件、軍属13万9,145件、準軍属11万7,498件、総数207万491件となっている。

### (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務関連傷病により死亡した軍人軍属等の妻であって、48年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、20万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

また、20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点において引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受けている場合に改めて60万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

52年の法改正では、51年の法改正(戦没者の妻が再婚し、一定期間内に、当該再婚を解消した場合に支給される遺族年金等について、その再婚解消期限を延長した)により新たに遺族年金等を受けるに至った戦没者等の妻に対し、20万円の特別給付金を支給することとした。

### (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

12年7月7日(日華事変ぼっ発の日)以後の公務上の傷病又は勤務関連傷病により死亡した軍人軍属等の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける者がいないものには、20万円の特別弔慰金(10年償還国債)が支給される。

52年の法改正では、支給範囲の拡大を行い、満州事変間(6年9月18日から12年7月6日まで)の公務上の傷病により死亡した軍人の遺族に対して新たに特別弔慰金を支給するとともに、特別弔慰金を受ける遺族の範囲を戦没者の3親等内の親族であって、戦没者の死亡前1年以上戦没者と生計関係のあったものにまで拡大することとした。

#### (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務関連傷病により死亡した軍人軍属等の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡当時、戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく更に48年4月1日までに氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった者で、同日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、10万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。また、10万円の特別給付金を受ける権利を取得した父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有し、かつ、その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には、その者に改めて30万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。

52年の法改正では、51年の法改正(戦没者の父母等が改氏して再婚し、一定期間内に、当該再婚を解消した場合に支給される遺族年金等について、その再婚解消期限を延長した。)により新たに遺族年金等を受けるに至った戦没者の父母等に対し、10万円の特別給付金を支給することとした。

なお、各特別給付金及び特別弔慰金の支給件数等は第4-5-3表のとおりである。

#### 第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

(52年3月末現在)

	金 額	給 付 の 種 類	支給件数
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年償還無利子の記名国債	417,642
	60万円	10年償還無利子の記名国債	378,602
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年償還無利子の記名国債	660,891
	20万円	10年償還無利子の記名国債	594,469
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年償還無利子の記名国債	16,547
	30万円	5年償還無利子の記名国債	14,160
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円 (2-5款症の戦傷病者 等の妻には5万円)	10年償還無利子の記名国債	112,475
	30万円 (2-5款症の戦傷病者 等の妻には15万円)	10年償還無利子の記名国債	13,174

厚生省援護局調べ

#### (5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられており、全国で、1,410人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

厚生白書(昭和52年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 2 戦傷病者の援護

先の大戦において公務上又は業務上負傷し又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人軍属等であった者の数は,約15万人に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。このほか戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されている。

#### (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律によって戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。52年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人343人,軍属2,642人,準軍属2,606人,総数5,591人である。また,52年3月末までに障害一時金を受けた者は656人である。

52年法改正により,障害年金及び障害一時金の額は,52年4月から7%引き上げられ,同年8月から更に不具廃疾の程度に応じ,4万円から12万円の範囲内で引き上げられた。この結果第1項症の程度の障害を有する者に対する年金額は,52年4月から261万6,000円(月額21万8,000円)に,同年8月から273万6,000円(月額22万8,000円)に引き上げられた。

また,扶養親族加給の額は,52年4月から,配偶者については8万4,000円に,その他の親族2人までについては1人につき2万6,400円(配偶者がいないときは,そのうち1人に限り5万4,000円)に,3人目以上については1人につき1万2,000円に引き上げられた。

#### (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務関連傷病により,48年4月1日において障害年金,増加恩給等を受けていた者の妻又は同日までに障害一時金,傷病賜金等を受けたことがある者の妻には,夫の障害の程度に応じ10万円又は5万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。また,10万円又は5万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻が,その後10年を経過した時点において,引き続き夫である戦傷病者等が障害年金,増加恩給等を受けているとき又は障害一時金,傷病賜金等を受けた夫である戦傷病者等の障害の程度が第5款症以上であるときは,改めて夫の障害の程度に応じ30万円,15万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

なお,52年3月末現在の支給件数等は,第4-5-3表のとおりである。

#### (3) 戦傷病者特別援護法による援護

戦傷病者には,戦傷病者手帳が交付され(52年3月末現在15万4,707人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(52年3月末現在の受給者数6,393人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は52年4月より月額1万2,400円(52年3月までは1万1,000円)である(52年3月末の受給者数96人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は,6万2,000円(52年3月までは4万4,000円)である(51年度の支給件数108件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(51年度の支給件数16件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(51年度の総件数7,134件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(51年度の乗車券引換証交付人員12万6,283人)。

なお,この法律により,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在全国で940人の民間人が厚生大臣からの委託を受けて活動している。

---

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 3 全国戦没者追悼式

---

先の大戦において死亡した300万人余りの軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

51年の式典は,天皇皇后両陛下御臨席の下に,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府,その他各界の代表等約6,000人が参列して厳粛にとり行われた。

---



## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 4 海外戦没者の遺骨収集等

##### (1) 海外戦没者遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,28年から33年までの第一次計画42年から47年までの第二次計画,次いで48年から50年までの第三次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施してきたところである。

51年度以降は,計画期間中諸般の事情(入域不許可等)から遺骨収集の目的が十分に果たせなかった地区及び新たにもたらされた確度の高い情報に基づいた地区について,補完的遺骨収集を行うこととしており,51年度において実施した戦域は次のとおりである。

ソロモン諸島(ガダルカナル島等)

マリアナ諸島(2回)

インド

フィリピン

沖縄

硫黄島

ビルマ

なお,52年度は51年度と同様,補完的遺骨収集として,インド,ブーゲンビル島,タイ,ウェーク島,沖縄等について実施する予定である。

##### (2) 戦跡慰霊巡拝

遺骨収集事業の特殊性からすべて遺骨を完全に収骨することは事実上不可能であるところから,遺族の要望にこたえるため,旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上における戦没者を対象として,51年度から計画的に戦跡慰霊巡拝を行うこととした。

51年度に実施した戦跡慰霊巡拝は次のとおりである。

フィリピン

北ボルネオ

東部ニューギニア

なお,52年度は,ビルマ,インドネシア,中部太平洋について実施する予定である。

### (3) 戦没者慰霊碑の建立

戦没者慰霊碑については,旧主要戦域の中心となるべき地域に逐次建立することとし,45年度には硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立したのをはじめとし,47年度にはフィリピンのカリラヤに「比島戦没者の碑」を,48年度にはサイパン島に「中部太平洋戦没者の碑」をそれぞれ建立した。

その他の旧主要戦域についても,今後,相手国の国内事情等を考えながら逐次建設する予定である。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 5 戦没者に対する叙位叙勲等

---

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象となる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,52年3月第116回発令まで約201万人に対して叙位又は叙勲が行われた。

また,軍人,軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,52年3月までに約34万1,000人に対して賞賜物件の伝達が行われ,さらに,定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,52年3月までに約22万6,000人に対し位記の伝達が行われた。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

###### 1 未帰還者の調査

---

先の大戦の終結により海外残留を余儀なくされた未帰還者は,52年3月末現在で2,354人となっている。その地域別内訳は,中国1,901人,ソ連241人,南方109人,北朝鮮103人である。

51年度における調査究明の結果,死亡報告を行った者52人,戦時死亡宣告の審判が確定した者57人,帰還した者553人,その他32人,計694人が減少し,一方,新たに368人が未帰還者としては握された。このため未帰還者数は,50年度末より326人減少した。

未帰還者の調査は,帰還者から情報の提供を受けるほか,外交折衝,赤十字ルート等による話合いによって行っている。未帰還者の多い中国については,47年の日中国交正常化以後,調査が著しく進展し,多くの者の消息を明らかにすることができた。

また,中国においては,幼少時に終戦の混乱の中で肉親と生別又は死別し,自分の身元を知らないまま成人した者,いわゆる「中国残留孤児」が多数に昇っている。これらの孤児から寄せられた身元調査依頼は,日中国交正常化以後約520件に及んでいるが,調査の結果,このうち230人余りの身元を確認することができた。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

##### 2 引揚者等の援護

---

#### (1) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,34年の集団引揚げが終了した後は,個別に航空機又は便船を利用して続けられている。

これら引揚者に対する援護としては,航空運賃又は船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あっ旋等が行われ,またソ連又は中国からの引揚者については,居住地から出国地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近は,中国,ソ連及び韓国から個別に引揚げが行われており,同伴家族を含め51年度にはその数341人となっている。

#### (2) 一時帰国者の援護

終戦前から中国に居住する日本人で戦後初めて墓参,親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国(いわゆる里帰り)を希望する者に対しては,中国の居住地から日本の落ち着き先まで及び日本の落ち着き先から中国の居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国において負担する措置が48年10月31日から講じられている。

この結果,52年3月末までに3,464人が本邦に一時帰国し,2,828人が再び中国に渡航した。

---